

**「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」
による相談活動の実施状況等について
(平成 28 年度)**

熊本県

はじめに

熊本県では、全ての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現を目指して、平成 24 年 4 月 1 日に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を施行し、また、条例に規定する施行後 3 年を目途とした見直しを行い、平成 28 年 4 月 1 日に施行しました。

この報告書は、平成 28 年度の相談活動実績等を取りまとめたものです。相談員に寄せられた相談内容と対応結果を整理し、障がいのある人を取りまく様々な障壁や、不利益取扱い・合理的配慮の実態、条例の課題等についてまとめています。また、平成 28 年度は、熊本地震に関する相談も多く寄せられました。相談事例に、その一部を掲載しています。

この年報を通じて、どのような行為が差別に当たるのか、そこにはどのような背景や問題があったのかを県民の皆さんに広く知っていただき、このような事例が今後起きないために、県民一人ひとりが何をすればよいかを考え、行動していただく契機になればと思っています。

平成 28 年 4 月 1 日に、障がいのある人の社会的障壁を取り除き、共生社会を実現するため「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法では、障がいのある人への不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めています。

法と条例の目的は同じであり、今後も引き続き、条例に基づき、障がいのある人への差別の解消、理解の促進を推進し、障がいのある人もない人も安心して暮らすことができる熊本の実現を目指して取り組んでいきます。

目 次

1 条例の仕組み	1
(1) 「不利益取扱いの禁止」と「合理的配慮」	
(2) 虐待の禁止	
(3) 相談の仕組み	
(4) 事案解決の仕組み	
(5) 理解促進への取組み	
2 相談活動の実施状況	2
(1) 相談体制	(2)
(2) 相談件数	(3)
ア 相談分野別件数	
イ 障がい種別ごとの相談件数	
ウ 障がい種別と相談分野との関係	
エ 障がい保健福祉圏域別相談件数	
オ 相談者別相談件数	
カ 相談方法別件数	
キ 他の機関との連携の状況	
ク 相談への対応状況	
ケ 対応内容と相談分野	
コ 対応回数	
(3) 相談事例	(23)
①熊本地震に関係する相談事例	
ア 不利益取扱いに関する相談事例	
イ その他の相談事例	
②一般の相談事例	
ア 不利益取扱いに関する相談事例	
イ 合理的な配慮に関する相談事例	
ウ その他の相談事例	
(4) 相談活動のまとめ	(33)
3 事案解決の状況（調整委員会）	3 4
4 普及・啓発活動の実施状況	3 4
5 今後の課題	3 5
(1) 条例の周知・啓発について	
(2) 関係機関・団体等とのネットワークの構築について	
(3) より良い対応のあり方と相談員の資質の向上について	
(4) 特定相談外の対応について	
6 5年間の相談状況	3 7

＜資料編＞ ----- 4 1

- ・ 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例
- ・ 熊本県障害者の相談に関する調整委員会委員名簿

※この年報では、「障害のある人もない人も共に生きるくまもとづくり条例」を「条例」と表記しています。

1 条例の仕組み

この条例は、障がいのある人に対する不利益な取扱いを禁止することなどにより、全ての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現を目指すものです。

条例の主な特徴は、次のとおりです。

（１）「不利益取扱いの禁止」と「合理的配慮」

条例では、障がいを理由とする不利益な取扱いを 8 つの分野にわたって具体的に規定し、これを禁止しています。（条例第 8 条）

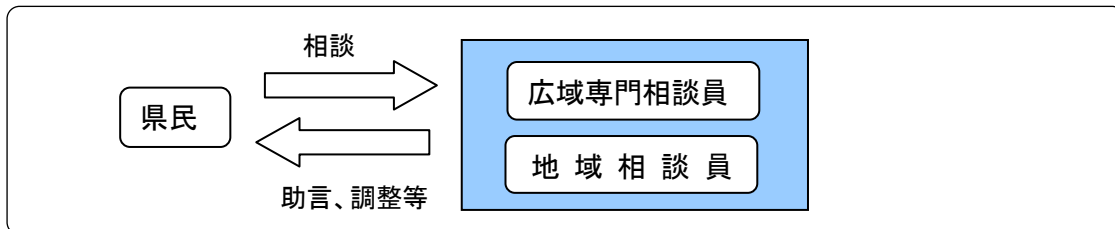
また、障がい者が日常生活や社会生活で受けている様々な制限や制約（社会的障壁）を除去するために、必要かつ合理的な配慮（「合理的配慮」）が行われなければならないと規定しています。（条例第 9 条）

（２）虐待の禁止

何人も、障がい者に対し虐待（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、放棄・放任又は経済的虐待）をしてはならないと定めています。（条例第 10 条）

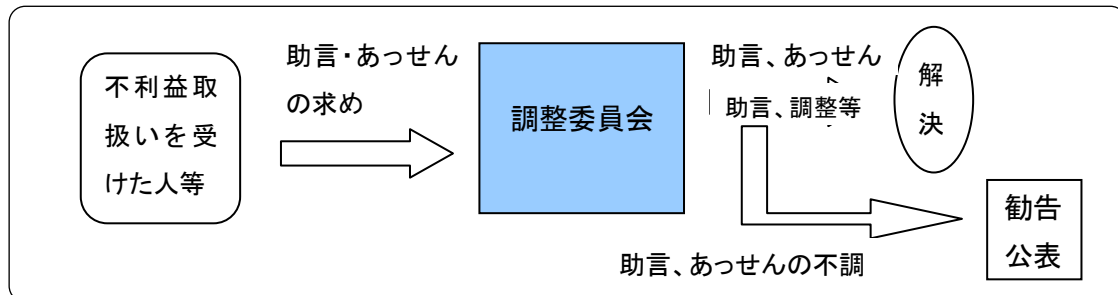
（３）相談の仕組み

「不利益取扱い」、「合理的配慮」又は「虐待」に関する相談体制として、「地域相談員」と「広域専門相談員」を設けています。（条例第 11 条）



（４）事案解決の仕組み

「不利益取扱い」に関する相談については、相談員による解決が困難な場合、事案解決の仕組みとして、第三者の委員からなる「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」を設け、助言やあっせんを行うこととしています。（条例第 16 条）



（５）理解促進への取組み

県は、障がい者に対する誤解や偏見をなくし、理解を深めるための啓発活動を進めていくと定めています。（条例第 21 条）

2 相談活動の実施状況

(1) 相談体制

条例に基づき、県障がい者支援課に広域専門相談員を4人、各地域に地域相談員を154人配置しています。(平成29年3月31日時点)

広域専門相談員は、障がい者支援課に設置した専用の電話やメールで相談を受け付け、地域相談員と連携を図りながら、事案の解決に努めています。

地域相談員は、各市町村が委嘱している身体障害者相談員及び知的障害者相談員並びに精神障がいに関する相談員として地域活動支援センターに勤務する精神保健福祉士等がその役割を担っています。相談を受けた地域相談員は、広域専門相談員と連携して、事案の解決を図っています。

(表 1-1) 地域相談員の内訳

	人数
身体障害者相談員	100
知的障害者相談員	40
精神障がいに関する相談員	14
計	154

※ 身体障害者相談員・知的障害者相談員

福祉の推進に熱意・識見のある地域の方が、市町村長から委託を受けて、身体障がい者又は知的障がい者、その家族の方からの相談に応じる制度です。

(身体障害者福祉法第12条の3、知的障害者福祉法第15条の2)

(表 1-2) 圏域ごとの地域相談員数

圏 域	合計	(身体)	(知的)	(精神)
熊 本	22	13	5	4
宇 城	13	9	3	1
玉 名	24	16	7	1
鹿 本	4	1	2	1
菊 池	13	8	4	1
阿 蘇	14	9	4	1
上益城	11	7	3	1
八 代	19	13	5	1
芦 北	6	4	1	1
球 磨	18	13	4	1
天 草	10	7	2	1
計	154	100	40	14

(単位：人)

(2) 相談件数

ア 相談分野別件数

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに寄せられた新規の相談件数は 138 件で、その内訳は、不利益取扱いに関する相談が 17 件、合理的配慮に関する相談が 20 件、虐待に関する相談が 14 件、その他の相談が 87 件でした。

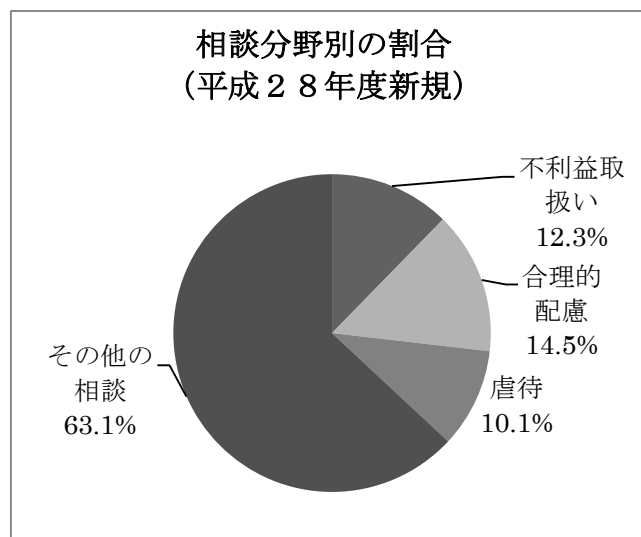
また、平成 28 年度末に相談があったため、次年度に継続となった案件が 1 件ありました。

対応回数は 600 回で、1 件当たり平均 4.3 回の対応を行っています。

(表 2) 相談件数

	件数(うち熊本地震関連)			件数の割合(%)
	対応回数(うち熊本地震関連)	終結件数	継続件数	
不利益取扱い	17(4) 100(27)	17	0	12.3
合理的配慮	20(4) 130(39)	20	0	14.5
虐 待	14(2) 62(16)	14	0	10.1
その他の相談	87(12) 308(41)	86	1	63.1
計	138(22) 600(123)	137	1	100

※ 条例で規定している相談は、不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談であるため、これ以外の相談を「その他の相談」に分類しています。



なお、上記 138 件のほかに、過年度から継続して行われている相談件数が 10 件あり、その対応回数は 916 回に及びました。

これらは、相談時期が平成 27 年度末であったため平成 28 年度に対応が繰り越したものの、事案の内容から調整に時間を要したものなどですが、中には、日々の生活相談や条例による解決が難しい相談であるために、継続的に傾聴中心の対応を行っているものもあります。

- 平成 28 年度における「不利益取扱い」に関する相談（17 件）を条例で定める 8 分野に整理すると、（表 3）のとおりです。

「不動産の取引」が 5 件、「医療」が 4 件、「商品販売・サービス提供」と「建物等・公共交通機関の利用」が 3 件ずつ、「労働者の雇用」と「教育」が 1 件ずつでした。

（表 3）不利益取扱いの内訳

	件数 (うち熊本地震関連)	割合(%)
福祉サービス	0 (0)	0.0
医 療	4 (0)	23.5
商品販売・サービス提供	3 (1)	17.6
労働者の雇用	1 (0)	5.9
教 育	1 (0)	5.9
建物等・公共交通機関の利用	3 (0)	17.6
不動産の取引	5 (3)	29.4
情報の提供など	0 (0)	0.0
計	17 (4)	100

- 「合理的配慮」に関する相談（20 件）を性質別に 3 つに分類してみたものが、（表 4）です。

「人に関するもの」は 10 件で、商業施設や行政機関における職員の対応などが、「ルールに関するもの」は 5 件で、何らかの制度を利用する際の手続きに関するものなどがありました。

また、「物に関するもの」は 5 件で、交通機関の利用や住居に関するものがありました。

（表 4）合理的配慮の内訳

	件数 (うち熊本地震関連)	割合(%)
人に関するもの(窓口対応など)	10 (1)	50.0
ルールに関するもの(制度や慣行など)	5 (1)	25.0
物に関するもの(建物の構造など)	5 (2)	25.0
計	20 (4)	100

- 「虐待」に関する相談（14 件）を内容別に整理すると、心理的虐待に関するものが 10 件と最も多く、身体的虐待が 3 件、経済的虐待が 2 件、性的虐待が 1 件でした。1 つの事案の中で複数の虐待が行われている場合があるため、内訳は相談件数（14 件）よりも多くなっています。

条例の虐待相談は、障害者虐待防止法の対象外の事案を対象としており、具体的には、教育機関や医療機関における事案のほか、相談内容が不明瞭で具体的な対応ができないものなどがあります。

なお、件数には、相談受理後に障害者虐待防止法による対応へ移行したもの、既に関係機関で虐待の対応が行われていたものも含まれています。

（表 5）虐待の内訳

	件数 (うち熊本地震関連)	割合(%)
身体的虐待	3 (1)	18.8
心理的虐待	10 (1)	62.5
放棄・放任	0 (0)	0
性的虐待	1 (0)	6.3
経済的虐待	2 (0)	12.5
計	16 (2)	100

- 「その他の相談」を内容別に整理すると、「その他生活に関する内容」が 51 件と最も多くなっていますが、その内容は様々で、人間関係に関するものや職場でのトラブル、熊本地震に関連した相談などがありました。

また、「個別の施設等への意見・要望」が 16 件と次いで多くなっており、内容を見ると、就労継続支援事業所などの障がい福祉関係の事業所に対する相談や行政機関の対応に関する相談が多くなっています。

(表 6)その他の相談の内訳

	件数 (うち熊本地震関連)	割合(%)
友人や近所とのトラブルに関する相談	5 (1)	5.7
各種手続についての問合せ	9 (0)	10.3
個別の施設等への意見・要望	16 (2)	18.4
障がいの定義や特性等についての質問	0 (0)	0.0
障がい者への適切な対応の方法に関する問合せ	6 (1)	6.9
条例や障がいについての啓発の要望	0 (0)	0.0
その他生活に関する内容	51 (8)	58.6
計	87 (12)	100

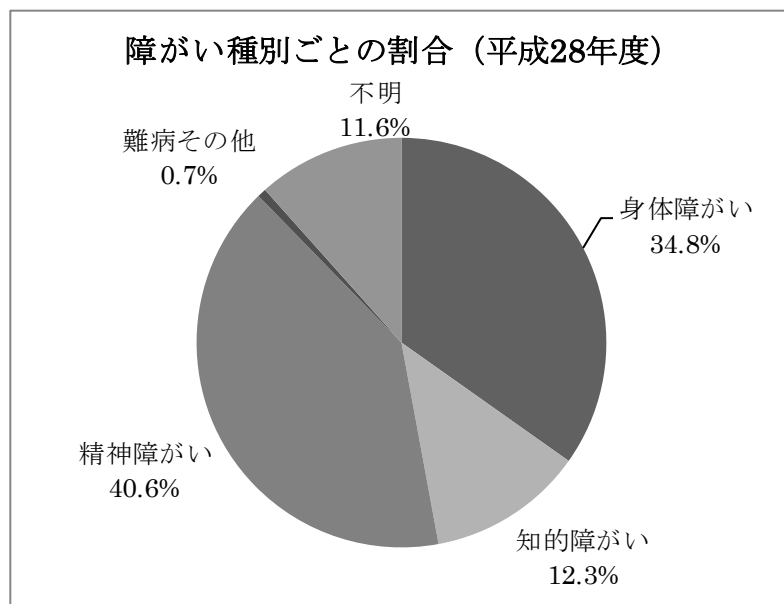
イ 障がい種別ごとの相談件数

相談件数を障がいの種別で分類すると、精神障がいの区分が 56 件（40.6%）と最も多くなっています。

（表 7）障がい種別ごとの相談件数

		件数 (うち熊本地震関連)	割合(%)
身体障がい	視覚障がい	9 (4)	6.5
	聴覚障がい	5 (0)	3.6
	言語等障がい	0 (0)	0.0
	肢体不自由	29 (5)	21.0
	内部障がい	4 (0)	2.9
	不 明	1 (0)	0.7
	計	48 (9)	34.8
知的障がい		17 (2)	12.3
精神障がい		56 (9)	40.6
難病その他		1 (0)	0.7
不 明		16 (2)	11.6
計		138 (22)	100

※重複障がいのある人については、主たる障がいの区分で計上しています。



ウ 障がい種別と相談分野との関係

障がい種別から相談分野を見ると、いずれの障がい種別でも「その他の相談」が最も多くなっています。中でも精神障がいのある人からの「その他の相談」が 35 件と最も多くなっています。

(表 8-1)障がい種別と相談分野 ※()内は熊本地震関連

		不利益 取扱い	合理的 配慮	虐 待	その 他の 相談	合 計
身体障がい	視覚障がい	3 (2)	2 (1)		4 (1)	9 (4)
	聴覚障がい	1			4	5
	言語等障がい					
	肢体不自由	3	10 (2)	2	14 (3)	29 (5)
	内部障がい		1		3	4
	不 明				1	1
	計	7 (2)	13 (3)	2	26 (4)	48 (9)
知的障がい		1	1	3 (1)	12 (1)	17 (2)
精神障がい		8 (2)	4 (1)	9 (1)	35 (5)	56 (9)
難病その他					1	1
不明		1	2		13 (2)	16 (2)
計		17 (4)	20 (4)	14 (2)	87 (12)	138 (22)

(単位：件数)

- 「不利益取扱い」について詳しく見ると、精神障がいのある人からの相談が 8 件と最も多く、次に身体障がいのある人からの相談が 7 件となっています。また、分野別では「不動産」や「医療」に関するものなど、幅広い分野について相談が寄せられています。

(表 9) 不利益取扱いと障がい種別 ※ () 内は熊本地震関連

		福祉サービス	医療	販売・サービス	雇用	教育	建物・公共交通	不動産	情報	合計
身体障がい	視覚障がい		1					2 (2)		3 (2)
	聴覚障がい		1							1
	言語等障がい									
	肢体不自由		1				2			3
	内部障がい									
	不明									
	計		3				2	2 (2)		7 (2)
知的障がい								1		1
精神障がい			1	3 (1)	1	1	1	1 (1)		8 (2)
難病その他										
不明								1		1
計			4	3 (1)	1	1	3	5 (3)		17 (4)

(単位: 件数)

【解説】

条例では、「不利益取扱い」となる行為を次の 8 つの分野について具体的に掲げて禁止しています。

- ①福祉サービス ②医療 ③商品販売・サービス提供
 ④労働者の雇用 ⑤教育 ⑥建物等・公共交通機関の利用
 ⑦不動産の取引 ⑧情報の提供など

(条例第 8 条関係)

- 「合理的配慮」を詳しく見ると、身体障がいのある人からの相談が13件と最も多く、次に精神障がいのある人からの相談が4件となっています。領域別では身体障がいのある人からの「物に関するもの」が5件で最も多い件数となっています。

(表10) 合理的配慮と障がい種別 ※()内は熊本地震関連

		人に関するもの	もの ルールに関する	物に関するもの	合計
身体障がい	視覚障がい			2 (1)	2 (1)
	聴覚障がい				
	言語等障がい				
	肢体不自由	3	4 (1)	3 (1)	10 (2)
	内部障がい	1			1
	不明				
	計	4	4 (1)	5 (2)	13 (3)
知的障がい		1			1
精神障がい		3 (1)	1		4 (1)
難病その他					
不明		2			2
計		10 (1)	5 (1)	5 (2)	20 (4)

(単位：件数)

【解説】

条例の「合理的配慮」については、「不利益取扱い」のように分野ごとの具体的な規定はしていません。

これは、実際にどのような「合理的配慮」が求められるかは、障がいのある人の障がいの種別や程度、配慮を求められる側の負担能力や経営状況などによって異なるため、それぞれのケースに応じて判断されることになるためです。

ここでは、条例の規定にはありませんが、①人に関するもの、②ルールに関するもの、③物に関するもので整理してみました。

(条例第9条関係)

- 「虐待」については、精神障がいとの区分が 10 件、身体障がいと知的障がいの区分が 3 件ずつとなっています。精神障がいについては、暴言を受ける等の心理的虐待に関するものが 7 件と最も多くなっています。

(表 11)虐待と障がい種別 ※()内は熊本地震関連

		身体的虐待	心理的虐待	放棄・放任	性的虐待	経済的虐待	合計
身体障がい	視覚障がい						
	聴覚障がい						
	言語等障がい						
	肢体不自由		1			2	3
	内部障がい						
	不明						
	計		1			2	3
知的障がい		1	2 (1)				3 (1)
精神障がい		2 (1)	7		1		10 (1)
難病その他							
不明							
計		3 (1)	10 (1)		1	2	16 (2)

※ 1 つの事案の中で複数の虐待が行われている場合があるため、相談件数 14 件と一致しません。

(単位：件数)

【解説】

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 23 年法律第 79 号)が施行されました。同法の「障害者虐待」は①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待の 3 つの類型が対象となっていますので、これらに該当しない障害者に対する虐待について、条例による対応を行っています。

(条例第 10 条関係)

- 「その他の相談」については、精神障がいのある人からの相談が 35 件と最も多く、次に身体障がいのある人からの相談が 26 件となっています。

相談内容は、精神障がいのある人からの「その他生活に関する相談」が 24 件と最も多くなっています。

(表 12) その他の相談と障がい種別 ※()内は熊本地震関連

		友人・近所トラブル	各種手続の問合せ	施設への意見等	障がいに関する質問	障がい者への対応	啓発の要望	その他生活に関する相談	合計
身体障がい	視覚障がい		1					3 (1)	4 (1)
	聴覚障がい					1		3	4
	言語等障がい								
	肢体不自由	1	3	2		2 (1)		6 (2)	14 (3)
	内部障がい	1						2	3
	不明							1	1
	計	2	4	2		3 (1)		15 (3)	26 (4)
知的障がい		1	1	3				7 (1)	12 (1)
精神障がい		1		8 (1)		2		24 (4)	35 (5)
難病その他								1	1
不明		1 (1)	4	3 (1)		1		4	13 (2)
計		5 (1)	9	16 (2)		6 (1)		51 (8)	87 (12)

(単位：件数)

【解説】

条例では、「不利益取扱い」、「合理的配慮」又は「虐待」に関する相談ができると定めており、この 3 つに関する相談を「特定相談」と定義しています。

(条例第 11 条関係)

エ 障がい保健福祉圏域別相談件数

障がい保健福祉圏域別の相談件数を見ると、全ての圏域から相談が寄せられており、熊本圏域が 58 件で最も多くなっています。

「不明等」には、県内で発生した事案について県外在住の方からなされた相談も含まれます。

(表 13) 圏域別相談件数

圏 域	件数	割合 (%)	圏 域	件数	割合 (%)
熊 本	58	42.0	上益城	6	4.3
宇 城	4	2.9	八 代	6	4.3
玉 名	7	5.1	芦 北	2	1.4
鹿 本	9	6.5	球 磨	4	2.9
菊 池	10	7.2	天 草	6	4.3
阿 蘇	4	2.9	不明等	22	15.9
			計	138	100

オ 相談者別相談件数

相談が誰から行われたかという相談者別件数を見ると、「障がい者本人」からの相談が 82 件（59.4%）、「家族・親族」からが 28 件（20.3%）でした。

なお、地域相談員が相談を受け付け広域専門相談員につないだ事例は 5 件でした。

(表 14) 相談者別の件数

	件数 (うち熊本地震関連)	割合 (%)
障がい者本人	82 (14)	59.4
家族・親族	28 (3)	20.3
関係者(利用している施設の職員など)	19 (5)	13.8
友人・知人	8 (0)	5.8
上記以外の方(一般の県民の方など)	0 (0)	0.0
不 明	1 (0)	0.7
計	138 (22)	100

相談者を障がい種別に見ると、身体障がいのある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人のいずれも半数以上が本人からの直接の相談となっており、次に家族・親族又は施設職員などの関係者からの相談が多くなっています。これは、本人だけでなく、本人の最も身近にいる人が、本人の訴えや本人の置かれている状況から問題に気付き、相談に至っているためと思われます。

(表 15) 主たる障がい種別と相談者との関係 ※()内は熊本地震関連

		障がい者本人	家族・親族	関係者	友人・知人	その他	合計
身体障がい	視覚障がい	8 (4)		1			9 (4)
	聴覚障がい	3	1	1			5
	言語等障がい						
	肢体不自由	15 (4)	9 (1)	2	3		29 (5)
	内部障がい		4				4
	不明	1					1
	計	27 (8)	14 (1)	4	3		48 (9)
知的障がい		10	2	3 (2)	2		17 (2)
精神障がい		39 (5)	6 (2)	9 (2)	2		56 (9)
難病その他		1					1
不明		5 (1)	6	3 (1)	1	1	16 (2)
計		82 (14)	28 (3)	19 (5)	8	1	138 (22)

(単位：人)

カ 相談方法別件数

相談方法を見ると、9割超が電話による相談となっていますが、来庁による面談や電子メールによる相談もあります。「その他」には会議開催時に職員が相談を受けたものが含まれます。

相談受付後は、必要に応じて電話・メール・面談等により助言等を行っています。

(表 16)相談方法

	件数 (うち熊本地震関連)	割合(%)
電 話	129 (21)	93.5
面 接	2 (0)	1.4
電子メール	6 (0)	4.3
ファクシミリ	0 (0)	0
その他	1 (1)	0.7
計	138 (22)	100

キ 他の機関との連携の状況

相談の3割超は、事案の解決のために他の機関等と何らかの連携を取りました。

(表 17)他の機関との連携の有無

	件数 (うち熊本地震関連)	割合(%)
連携あり	48 (10)	34.8
連携なし	90 (12)	65.2
計	138 (22)	100

具体的な連携先は、(表 18) のとおりです。

「県の他部局」及び「市町村」を合わせると30件と約半数となっています。

これは、助言や指導の権限を有する行政機関があった場合に、これらの部局と連携を図りながら対応したためです。

なお、「その他」には、精神保健福祉センター、発達障がい者支援センター、学校・教育機関、人権センター（人権擁護委員等）、社会福祉協議会、相談支援事業所等、医療機関、一般企業等、当事者の家族などが含まれています。

(表 18)連携があった場合の連携先(重複あり)

	件数 (うち熊本地震関連)
地域相談員	5 (1)
県の他部局	17 (2)
市町村	13 (5)
保健所	2 (0)
教育委員会	5 (0)
障害者就業・生活支援センター	2 (0)
福祉関係団体(当事者団体等)	3 (2)
その他	12 (1)
計	59 (11)

ク 相談への対応状況

具体的な対応状況を見ると、広域専門相談員が実際に「相手方との調整等を実施」した事案は 27 件（19.6%）でした。

「権限を有する機関等へ対応を依頼」、「関係機関や相談窓口の紹介」、「情報提供・資料送付」といった、相談者へ情報提供を行った事案は 44 件（31.9%）と、全体の約 3 割を占めており、適切な相談窓口等の情報が周知されていない面もあるようです。

また、相談内容が明確でなかったり、具体的な対応が求められなかったりしたことから、「傾聴を主体とした対応」を取った事案も 34 件（24.6%）ありました。

「その他」は、特定相談にて対応後、障害者虐待防止法の適用がなされ、法による対応に移行した事案です。

なお、調整委員会への助言・あっせんの申立てはありませんでした。

(表 19)相談に対する対応の状況

	件数 (うち熊本地震関連)	割合(%)
相手方との調整等を実施	27 (6)	19.6
権限を有する機関等へ対応を依頼	12 (0)	8.7
関係先への啓発活動の実施	4 (1)	2.9
関係機関や相談窓口の紹介	16 (2)	11.6
相談者への助言	28 (6)	20.3
情報提供・資料送付	16 (0)	11.6
傾聴を主体とした対応	34 (7)	24.6
調整委員会への申立て	0 (0)	0
その他	1 (0)	0.7
計	138 (22)	100

ケ 対応内容と相談分野

「合理的配慮」については個別の状況に即した判断や対応が求められるため、調整の必要性が相対的に高くなっています。また、「その他の相談」についても、内容によっては相手方に事実の確認を行うなどの調整を行っています。

「相談窓口等の紹介」、「情報提供・資料送付」、「助言」は、相談類型に関わらず、幅広い範囲で実施しています。

「傾聴主体」の対応は、「その他生活に関する相談」が最も多くなっていますが、特定相談についても、相談者が具体的な調整を望まない場合などは、傾聴により終結しています。

(表 20) 対応内容と相談分野との関係 ※()内は熊本地震関連

	特定相談(51 件)			その他の相談(87 件)							合 計	割 合 (%)
	不利益 取扱い	合理的 配慮	虐待	友人・近所 トラブル	手続の 問合せ	施設への 意見等	障がいに関 する質問	障がい者へ の対応	啓発の 要望	その他生活 に関する 相談		
相手方との調整等	7 (2)	10 (2)	1			4 (2)				5	27 (6)	19.6
関係機関等へ対応依頼		2	2			4		1		3	12	8.7
啓発活動の実施	2		1 (1)			1					4 (1)	2.9
相談窓口等の紹介		1	1	1	5	1				7 (2)	16 (2)	11.6
助言	2 (1)	2 (1)	3 (1)	3 (1)	3	2		3		10 (2)	28 (6)	20.3
情報提供・資料送付	3		2	1	1			1		8	16	11.6
傾聴主体	3 (1)	5 (1)	3			4		1 (1)		18 (4)	34 (7)	24.6
調整委員会への申立て											0	0
その他			1								1	0.7
計	17 (4)	20 (4)	14 (2)	5 (1)	9	16 (2)		6 (1)		51 (8)	138 (22)	100

コ 対応回数

延べ対応回数は、平均すると 1 件当たり 4.3 回の対応回数となっていますが、57 件（41.3%）が 1 回の相談対応で終結しており、9 割超（92.0%）の事案が 10 回以内の対応で終結しています。

一方、長期にわたって継続的に相談される方もおられるため、本年度は対応回数が 50 回を超える事案が 1 件ありました。

（表 21）対応回数 ※（ ）内は熊本地震関連

	特定相談(51 件)			その他の相談(87 件)							合 計	割 合 (%)
	不利益取扱い	合理的配慮	虐待	友人・近所トラブル	手続きの問合せ	施設への意見等	障がいに関する質問	障がい者への対応	啓発の要望	その他生活に関する質問		
1 回	4	6 (1)	3	2 (1)	6	7		3 (1)		26 (4)	57 (7)	41.3
2～10 回	11 (3)	11 (2)	9 (1)	2	3	8 (1)		3		23 (4)	70 (11)	50.7
11～20 回	1 (1)	1	2 (1)	1		1 (1)					6 (3)	4.3
21～30 回	1	2 (1)									3 (1)	2.2
31～40 回										1	1	0.7
41～50 回												0
51～100 回										1	1	0.7
101 回～												0
計	17 (4)	20 (4)	14 (2)	5 (1)	9	16 (2)		6 (1)		51 (8)	138 (22)	100

（単位：件数）

対応回数と対応内容との関係を見ると、「相談窓口等の紹介」、「助言」、「傾聴主体」は1回で終結となる場合が多くなっています。

相談員が具体的な調整等を行った場合は、当然ながら対応回数が多くなります。対応回数が多かった事案のうち、「関係機関等への対応依頼」、「相手方との調整等」については、事案の特性上、支援者や関係機関との細やかな連絡・調整が求められたものです。

(表 22) 対応回数と対応内容 ※()内は熊本地震関連

	相手方との調整等	関係機関等へ対応依頼	啓発活動の実施	相談窓口等の紹介	助言	情報提供・資料送付	傾聴主体	調整委員会	その他	合計	割合(%)
1 回	1	2		10	17 (3)	3	23 (4)		1	57 (7)	41.3
2～10 回	22 (5)	7	3	5 (2)	11 (3)	13	9 (1)			70 (11)	50.7
11～20 回	2 (1)	1	1 (1)	1			1 (1)			6 (3)	4.3
21～30 回	1	1					1 (1)			3 (1)	2.2
31～40 回	1									1	0.7
41～50 回											0
51～100 回		1								1	0.7
101 回～											0
計	27 (6)	12	4 (1)	16 (2)	28 (6)	16	34 (7)		1	138 (22)	100

(単位：件数)

(3) 相談事例

以下では、寄せられた相談のうち、分野ごとに主なものについて、その内容、終結に至るまでの経緯を記載しています。

また、対応に当たった広域専門相談員の一言も添えています。

① 熊本地震に関する相談事例

ア 不利益取り扱いに関する相談事例

(ア) 商品販売・サービス提供分野の例

事 例	障がい者が被災に伴う支援物資を入手できないという相談
相談者	障がいのある人の家族
相 談 内 容	重度の発達障がい者の家族や単身で生活している視覚障がい者が避難所で支援物資を入手できずに困っている。物資を入手するためには列に並び順番を待たねばならないが、障がい特性のため、パニックになったり体調を崩したりするので、長い時間列に並ぶことができない。関係者に配慮を求めたが「みなさん平等です」と言われ、取り合ってくれなかった。なぜ障がい者のための窓口を準備してくれないのか。
対 応	広域専門相談員から相談者に対し、大規模な災害で多くの避難所が急遽設置され、避難所を所管する行政機関も対応で手一杯であるが、相談内容は重要なことであるため担当課に情報提供することを伝えた。
結 果	相談者が地域の相談支援事業所や行政相談窓口にも申入れをされ、結果としていくつかの支援物資を入手することができたが、満足できる品数ではなかったとのことであった。また、厚生労働省から障がい者への配慮に関する通知文が出されていたが、各避難所まで伝わっていなかったため、関係機関で適切な対策を講じて欲しいとの要望があった。

【広域専門相談員から】

相談者から、東日本大震災後に検討された対応策が殆ど機能していない、との指摘がありました。相談内容から、多くの避難所において、障がい者への配慮が不足していたのではないかと感じました。これを機に、関係行政機関は緊密に連携し、被災時においても望ましい支援体制が提供できるよう再検討する必要があります。

(イ) 不動産の取引分野の例－１

事 例	「精神障がい者には部屋を貸さない」と言われたという相談
相談者	精神障がいのある人

相 談 内 容	精神障がいのある人が賃借している物件が地震で一部損壊となったため、通院先のソーシャルワーカーに付き添ってもらい不動産会社に物件を探しに行った。手続きを済ませた後に精神障がいがあることを告げると、精神障がいのある人には部屋は貸さないとされた。精神障がいについて正しく理解するよう啓発して欲しい。
対 応	広域専門相談員が不動産会社に電話で状況を確認したところ、「近隣とのトラブルが発生する懸念があり、家主からの要望もあって精神障がい者には物件を貸さないようにしている」とのことであった。相談員から会社側に、精神障がいがあるというだけで物件を貸さないとするのは条例や障害者差別解消法の趣旨に反することを伝え、適切に対応するよう依頼した。
結 果	会社側に対し、条例や障害者差別解消法の趣旨を伝えるとともに、これらに関するパンフレットを送付し、啓発を行った。しかし、不動産会社だけでなく家主の理解を得る必要もあることが今後の課題である。

【広域専門相談員から】

障がいの程度は個人ごとに差があり、日常生活にあたって特に支援の必要はない人もいれば、十分な支援が必要な人もいます。しかし、不動産の取引分野では今回のような相談が多く、今後も、関係者に対し障がいの正しい理解についての啓発活動が必要であると考えます。

(ウ) 不動産の取引分野の例－２

事 例	視覚障がいを理由に部屋を貸してもらえないという相談
相談者	視覚障がいのある人
相 談 内 容	視覚障がいのある人が入居していた民間アパートが地震で半壊となり、一時的に公営住宅に入居した。一年間で退去する必要があり物件を探しているが、家主が視覚障がい者に家を貸すと危ないと言うとの理由から部屋を貸してもらえない。視覚障がいがあっても貸してもらえる物件はないか。
対 応	広域専門相談員から相談者に対し、居住地の障がい福祉担当課に住まいを含めた生活全般について相談するよう助言した。
結 果	担当課に対応状況を確認したところ、相談支援事業所の相談員が被災者支援部署の職員とともに訪問したとのことであった。

【広域専門相談員から】

条例や障害者差別解消法には罰則規定がなく、これらの趣旨が浸透するにはかなりの時間が掛かると考えられます。障がいがある人を差別することは法律違反だと伝えることはたやすいことですが、伝えるだけでは根本的な解決には繋

がりません。真の理解のために、障がい特性について一般社会に伝えていくことが必要であり、啓発のあり方について真剣に議論を重ねていくことが今後の課題と考えます。

イ その他の相談事例

(ア) 一般の県民の方からの相談

事 例	避難所で要援護者に関する情報が活用されなかったという相談
相談者	一般の県民の方
相談内容	専門職として支援業務に従事しており、熊本地震の発生直後に自宅近くの避難所においてボランティアとして支援に参加し、障がい者や高齢者など要援護者についての情報を取りまとめた。後日、避難所を運営する行政職員にその情報を渡したが、活用されないままだった。今後はこのような情報を適切に活用してほしい。
対応	相談者の了承を得た上で、広域専門相談員が避難所が所在する市町村の窓口相談者からの意見を伝えた。
結果	後日相談者に確認したところ、市町村の担当課から相談者へ連絡があり、直接担当課に意見を伝えた、とのことであった。

【広域専門相談員から】

相談者が集めた情報を避難所開設の初期段階で活用できていれば、支援の必要性が高い避難者に対しより早い段階で適切な対応ができた可能性があります。

「自助・共助の大切さ」や「ボランティア等の活用のあり方」は、大きな災害が起きるたびに繰り返し課題として挙げられています。同じようなことが繰り返されないよう、被災に関する県民の意見や経験談を広く集積していくことが期待されます。

(イ) 精神障がいのある人からの相談

事 例	相談者が支援が必要な状態であることがわかった相談
相談者	精神障がいのある人
相談内容	これまでも複数回電話があった相談者から、震災の直後に「以前担当であった広域専門相談員の安否を確認したい」と電話があった。広域専門相談員と話をする中で、相談者は処方薬が切れており、震災後のダイヤの乱れでバスに乗れず通院できない状態であることがわかった。
対応	広域専門相談員から相談者に対し、かかりつけ医に連絡し処方薬について指示を受けること、かかりつけ医との連絡が取れない場合は最寄りの避難所で臨時処方が受けられるか相談することを助言した。

結 果	後日、相談者から「かかりつけ医との連絡が取れ、診療予約を入れることができた」との報告があった。
-----	---

【広域専門相談員から】

特定相談に寄せられる全相談のうち、およそ6～7割は、特定相談の対象には該当しない「その他の相談」となっています。反面、一見差別等とは関係ないと思われる相談でも、丁寧に話を聞いていると、差別や虐待に関する相談や緊急の対応が必要な相談であることが判明することもあります。

この事例も、話を聞いていく中で相談者が緊急の対応が必要な状態にあることがわかったものです。一つ一つの相談について、予断を持つことなく、丁寧に対応することの大切さを再確認しました。

(ウ) 知的障がいのある人に関する相談

事 例	知的障がいのある兄弟の父親が支援を拒否するという相談
相談者	地域相談員
相 談 内 容	知的障がいのある兄弟の父親が行政からの支援を拒否する。熊本地震に伴い自宅隣の建物が解体工事を始め、その騒音のため兄は緊急的に障害者支援施設の日中一時支援事業を利用しているが、特別支援学校の中学部に在学中の弟については、父親が放課後等デイサービスの利用を拒否している。このような事例があることを伝えておきたい。
対 応	広域専門相談員から地域相談員に、キーパーソンとなる人に依頼して父親へ話をしてもらってはどうかと助言したところ、障害者支援施設の施設長に相談してみるとのことであった。
結 果	広域専門相談員と地域相談員が連携し、情報共有を行った。

【広域専門相談から】

地域相談員は、障がいのある人とその家族が安心して地域で生活できるよう活動しています。障がいのある人の家族が公的機関等からの支援を拒否する場合は、無理強いをせず根気強く対応するか、いわゆる「キーパーソン」を探すことが考えられます。いずれにしても、家族が心を開くのを待つことも大切です。

② 一般の相談事例

ア 不利益取扱いに関する相談事例

(ア) 医療分野の例

事 例	聴覚障がいのある人が電話リレーサービスを使って受診予約をしようとしたが介助者の同伴を条件とされた相談
相談者	聴覚障がいのある人

相 談 内 容	聴覚障がいのある人が、電話リレーサービスを使って病院の受診予約をしようとしたところ、「介助者を同伴しないと予約を受け付けない」と言われた。聴覚障がいがあっても障がいの程度は様々であり、全ての聴覚障がい者について、介助者の同伴が必要な訳ではない。
対 応	広域専門相談員が相談者、病院の双方に連絡するとともに、病院を訪問して状況を確認したところ、「必要な場合は、安全面を考えて付き添いをお願いしている。差別をした訳ではないが、やりとりの中で嫌な思いをさせてしまったのであれば、申し訳なかった」、「電話リレーサービスがどのようなものか分からなかった」とのことであった。
結 果	電話リレーサービスの概要を説明するとともに、条例や障害者差別解消法の趣旨について啓発活動を行った。

【広域専門相談員から】

「電話リレーサービス」とは、テレビ電話等で専用ソフトを使って、オペレーターが手話又は文字と音声を通訳するものですが、このサービスの内容について情報提供を行い、県民の関心を高めることの重要性を感じた事例でした。

また、聴覚障がいのある人でも、聴力の程度は人それぞれに異なり、筆談で自分の意思を表明することもできます。障がい特性や障がいの程度に応じて、どのような配慮が必要となるのか、今後も積極的に理解啓発を進めていく必要があります。

(イ) 商品販売・サービス提供の例

事 例	タクシー運転手に人権を侵害するようなことを言われたという相談
相談者	精神障がいのある人の友人
相 談 内 容	精神障がいのある友人が、精神科病院から自宅へ帰るためタクシーを利用した際、運転手から「あんたたちは国から守られているからいいよな」、「俺たちは病院では並んで待つのに、あんたたちはすぐに診てもらえるんだろう」などと言われ、とても嫌な思いをしたのでタクシー会社へ抗議の電話を入れたが、電話に出た人も「そういうことを言われるのは当たり前だ」という応対をし、謝罪もなかった。人権問題にもなる発言だと思う。
対 応	広域専門相談員がタクシー会社に状況確認を行ったところ、「苦情があったため事実確認を行い、乗客への対応について注意した」とのことであった。
結 果	会社側に条例や障害者差別解消法の趣旨について説明するとともに、パンフレットを送付し、運転手への周知徹底を依頼した。

	また、相談者へ対応結果を報告したところ、「気持ちが軽くなった」とのことであった。
--	--

【広域専門相談員から】

他人が投げ掛けた何気ない一言が、人の心を大きく傷付けてしまうことがあります。目に見える形での合理的配慮は一般社会に理解されやすいのですが、目に見えない心のバリアフリー化は、最も理解啓発が難しいと考えます。

今回の相談事例では、タクシー運転手が相手を嫌な気持ちにさせたということに気付かず、更に抗議を受けた窓口担当者も障がいへの理解が不足していました。職種や年齢を問わず、幅広く理解啓発を行うことが必要です。

(ウ) 建物等・公共交通機関の利用分野の例

事 例	電動車いすを利用している乗客に対する接客を改善してほしいという相談
相談者	電動車いすを利用している人
相談内容	スロープ付きバスに乗ろうとして、停留所で挙手して乗車の意思表示をしたが、運転手が気付かなかった。バス停で待っている姿に気を留めて欲しい。
対 応	広域専門相談員が相談者、相手方の両方に状況を確認した。バスの運転手は「相談者がバス停にいることに気付かなかったため、バス停を通過しそうになった」とのことであった。
結 果	そのような状況に至った経緯を聞いたうえで、車いすの利用者が乗車する際の配慮を依頼した。また、条例や障害者差別解消法に関する出前講座を実施し、相談者に結果を報告した。

【広域専門相談員から】

過去にも同様の相談があっていたため、会社に乗務員向けの出前講座の実施を打診し、実現に至りました。参加者が講座の内容を理解し、どう行動していくかが大切になってきます。障がいにより、自身で意思表示をすることが難しいケースや、声を出して知らせることが難しいケースなども考えられます。誰もが安心して暮らすことができる社会とはどういうものを改めて考えてもらえるよう、障がいに対する正しい理解啓発の取り組みを進めたいと思います。

(エ) 不動産の取引分野の例

事 例	障がい者用グループホーム建設の用地取得を不動産業者に断られたという相談
相談者	知的障がい・発達障がいのある人の親族

相 談 内 容	障がい者用グループホームを作りたいと考え、不動産業者に用地取得の相談をしたが、「障がい者には物件の世話はしない」と言われた。障害者差別解消法が施行された話をしたが、相手方は知らなかった。不動産業者に対する理解啓発をして欲しい。
対 応	広域専門相談員が、相談者から紹介のあった不動産業者で構成される団体の役員に連絡し、障がい者に関する法律の勉強会の開催を依頼したところ、役員会で提案してみるとの回答があった。
結 果	後日、条例や障害者差別解消法に関する出前講座を実施したいと連絡があった。

【広域専門相談員から】

過去にも不動産業者に対して出前講座を行ったことがあります。講義時間は15分程度でした。今回は、2時間の時間を提案されています。研修時間の長い、短いが全てではありませんが、人の心が変わるのに時間がかかることは確かです。根気強く啓発活動が続けていく必要があります。

イ 合理的な配慮に関する相談事例

(ア) 肢体不自由に関する事例－1

事 例	上下肢麻痺の障がいがある人が金融機関で通帳を作る際に自筆以外の署名が認められなかったという相談
相談者	上下肢麻痺のある人の兄弟
相 談 内 容	金融機関で預金通帳を作ろうとしたが、申込書の署名欄が自筆でないと受け付けられないと言われた。上肢麻痺で手が使えない障がい者はどうすればいいのか。代理署名を認めるよう依頼したが、国から指導されていると受け入れてもらえなかった。金融機関における合理的配慮はどうなっているのか。
対 応	広域専門相談員が金融庁の相談窓口で電話し、状況を確認したところ、障害者差別解消法に基づく合理的配慮については対応指針を作成して各金融機関に伝えており、各金融機関において社内規定を整理し対応しているはずだ、との回答があった。
結 果	相談者に対して、上記の確認結果を報告した。

【広域専門相談員から】

日本は現在高齢化社会を迎え、それに伴って高齢者の金銭被害事件が多発しています。また、身内による経済的虐待事案も多く発生しており、大きな社会問題であると考えます。そういった事件を防ぐため、金融機関は厳しい対応をせざるを得ないことも想像できます。

今回の相談では、合理的配慮の提供と被害防止のための規制の関係が課題となりましたが、その判断については法律の専門家の知見が必要となります。

(イ) 肢体不自由に関する事例－２

事 例	バスターミナルのバリアフリー化についての相談
相談者	車いすを使用している人
相談内容	バスターミナルの歩道上に待合用のいすがあり歩道が狭くなっているため、車いすでの移動に支障がある。バスターミナルとタクシー乗り場との距離も遠い。このような状況を改善してもらえないか。
対応	広域専門相談員がバスターミナルの管理者に連絡を取り、相談者からの意見や要望を伝え、可能な範囲での対応を依頼した。
結果	バスターミナルの管理者から「可能な範囲で歩道上のいすを移動する等の対応を行った」との報告があった。

【広域専門相談員から】

障がいのない人が気づきにくいバリア（社会的障壁）について、障がいのある人から意見・要望が寄せられたケースです。事業者側も、積極的に対応可能な範囲で合理的配慮を行いました。

バリアフリー化（社会的障壁の除去）は、障がいのある人だけではなく、高齢者や子ども、妊娠中の人、ベビーカーやカートの利用者等にとっても必要なものであり、バリアフリー化の推進は、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。

(ウ) 知的障がいに関する事例

事 例	特別支援学級の担任が配慮のない言動をするという相談
相談者	障がいがある子どもの母親
相談内容	子どもが特別支援学級に所属しているが、担任に原学級で利用している教材の購入や各種テストの実施をお願いしたところ、全て拒否された。発達の遅れがある子どもにも学ぶ権利や知る権利は有る。また、原学級では指導されている九九の指導してもらえず、国語の音読も止めさせられた。子どもは時間がかかるが根気強く指導すればできるようになるのに、「できない」と押し通される。学校に訴えたが反応がなかったため、学校や教育委員会に担任を変えるように伝えてほしい。
対応	相談内容を市町村の教育委員会に伝え、併せて、障害者差別解消法の施行に伴い障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供の義務について説明した。
結果	教育委員会の担当者から、該当校に伝えたくて適切に対応したいと回答があり、今後の対応は教育委員会が行うこととなった。また、相談者へ対応結果について報告を行った。

【広域専門相談員から】

教員の指導力や障がいへの理解が課題となったケースでした。後日、相談者に状況を尋ねたところ、学級を変えてもらったとのことでした。こういったケースでは、子どもの健やかな成長を支援するために何が必要か、ということに尽きると考えます。家庭と学校の両者がそのことを忘れず、お互いに話し合い共通認識を持つことが大切です。

ウ その他の相談事例

(ア) 聴覚障がいのある人に関する相談

事 例	聴覚障がいのある人への謝罪についてどのように対応したらいいかという相談
相談者	聴覚障がいのある人の知人から電話を受けた事業者
相談内容	聴覚障がいのある人の知人から、バス会社に対し、「乗務員の対応が不適切であった」との電話があった。近日中に謝罪に出向くこととなったが、聴覚障がいのある方にはどのように接したらよいか、助言してほしい。
対応	広域専門相談員がバス会社に経緯を確認したところ、以下のとおりであった。運転手が、車内中央に立ったままの乗客に聴覚障がいがあることが分からなかったため、身振りを交えて車内アナウンスで移動を促したが、意思疎通が図れず、「聞こえる人ばかりではない」と言われた。
結果	謝罪をするにあたり、当事者が運転手の対応をどのように感じ、どのようにして欲しかったのかを丁寧に聞くことなどが必要ではないかと助言した。

【広域専門相談員から】

この事例では、当事者が自分の思いや要望をその場で表明することが難しかったのではないかと考えられました。聴覚障がいの場合は障がいがあることが外見では分からないこともあり、適切な配慮が行われないケースも想定されます。また、聴覚障がいのある人は聞こえ方に違いがあり、手話、筆談、口の動き等一人ひとりコミュニケーション方法も異なります。当事者が何を望んでいるのかを理解しようという姿勢が大切です。

(イ) 当事者団体の相談員からの相談

事 例	障がいのある人が利用できる就労支援制度の情報が欲しいという相談
相談者	当事者団体の相談員
相談内容	当事者団体の相談員が、障がいのある人から、「求人に応募しても障がいがあると分かった時点で採用してもらえない」、「就労支援機関でも積極的に対応してもらえなかった」、「障がいの程

	度が比較的軽く障がい者手帳は交付されないだろう。就労に向けたよい方策はないか」という相談を受けた。利用可能な社会資源があれば情報が欲しい。
対 応	広域専門相談員が、利用可能と思われる障害福祉サービスや就労支援体制などの社会資源に関する情報を収集し、当事者団体の相談員に提供した。
結 果	情報収集の結果、当事者は障がい者手帳の交付対象となる可能性があり、手帳の交付を受ければ利用可能な支援が増えることが確認できた。以後は、当事者団体の相談員が対応を行っている。

【広域専門相談員から】

当事者団体の相談員には、当事者としての自身の経験に基づいた具体的な助言ができるという強みがあります。一方、就労支援機関は、専門分野に関し知識と経験に基づいた情報提供や助言を行うことができます。それぞれの機関が特性を生かしつつ連携することで、支援の幅が広がるとともに、深い支援ができることとなります。

また、相談担当者が専門領域以外の相談を受けた場合は、安易に専門外であることを伝えるのではなく、責任を持って適切な相談窓口に引き継ぐことが必要です。

(4) 相談活動のまとめ

条例施行後 5 年目となる平成 28 年度の新規相談件数は 138 件で、うち条例の対象となる相談（不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談）は 51 件（全体の 37.0%）でした。

この 51 件の全て（不利益取扱いが 17 件、合理的配慮が 20 件、虐待が 14 件）が、広域専門相談員・地域相談員の対応により年度内に終結しました。

不利益取扱いの相談の中には、相談者が相手方との調整を望まなかったために、具体的なあっせん・調整を行わないまま終結したものもあります。ただ、このような場合でも問題が解決されたわけではないため、相談員は、今後そのような問題が生じることがないように、県民の障がいへの理解を深めるためにどうすればよいかに留意しながら相談活動に取り組んでいます。この年報において代表的な事案を紹介しているのは、類似の事案が起きないように、多くの方に理解を深めていただくためでもあります。

今後も広域専門相談員・地域相談員が連携し、関係団体等とも協力しながら、相談・啓発活動に取り組んでいきます。

3 事案解決の状況（調整委員会）

不利益取扱いとされる事案に関する助言・あっせんを行う機関として、「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」（調整委員会）を設置しています。

調整委員会の権限には、助言・あっせんのほか、地域相談員・広域専門相談員の選任に係る意見具申、障がい者の権利擁護の施策に関する調査審議も含まれています。

調整委員会は 15 人（障がい者団体、家族団体、施設関係団体の代表者 6 人、福祉、教育、雇用及び医療分野の有識者 6 人、大学教授や弁護士などの公益的な立場の者 3 人）で構成されています。

平成 28 年度には、相談事案に関する申立てはありませんでした。

4 普及・啓発活動の実施状況

条例の普及、啓発活動としては、関係団体、各市町村の研修会等を中心に広域専門相談員を講師として派遣し、条例の周知に取り組みました。

平成 28 年度は計 16 回（受講者 960 人）の研修を実施しています。

県職員に対しても障がいの特性と必要な配慮について周知するため、広域専門相談員が庁内研修を実施しました。

条例施行後の周知の状況（平成 28 年度）

- （１）関係団体の研修会等への講師派遣（計 16 回、受講者 960 人）
- （２）県職員への特定課題研修
- （３）特定相談による普及・啓発等
- （４）条例パンフレット増刷（4,300 部）
- （５）県ホームページに条例に関する内容を掲載
(<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/29/jourei.html>)

5 今後の課題

(1) 条例の周知・啓発について

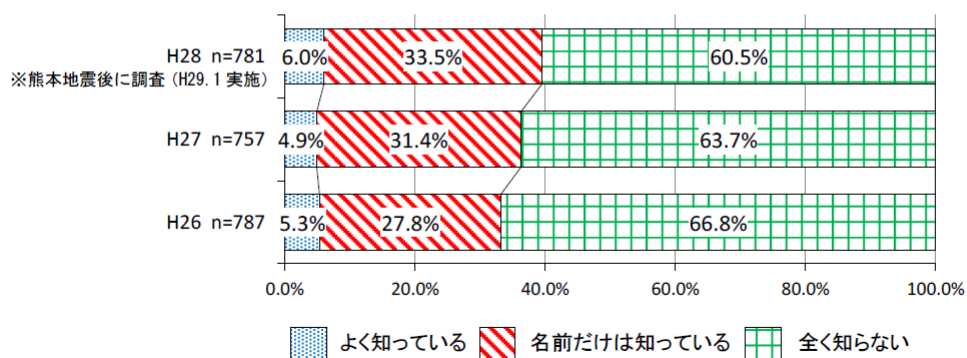
条例の重要なポイントの一つに県民への理解促進があります。「共に生きる熊本づくり」を実現するためには、より多くの人にこの条例を正しく理解してもらうことが必要です。

県が実施した「2016 年県民アンケート」によると、条例の認知度は 39.5%であり、まだ十分とは言えません。今後も引き続き県民の皆さんへの有効な啓発活動に努めていきます。

2016 年 県民アンケート(平成 29 年 1 月実施)

問 1 4 平成 2 4 年 4 月から「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」が全面施行されました。あなたは、この条例を知っていますか。

(S A)



(2) 関係機関・団体等とのネットワークの構築について

寄せられた様々な相談に適切かつ迅速に対応するため、今後とも市町村、福祉総合相談所、精神保健福祉センター、公共職業安定所、医療機関など様々な機関との連携を図る必要があります。

また、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、既存の「熊本県障害者虐待防止連絡会議」の設置目的に「障害者差別の解消に関すること」を追加し、障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会として体制整備を行っています。

(3) より良い対応のあり方と相談員の資質の向上について

相談は電話による対応が中心となっていますが、電話の声だけでは相手の状況が確実に読み取ることはできず、また誤解を与えてしまうおそれもあるため、相談員は相談者の言葉にじっくりと耳を傾け、より丁寧な説明を行い、誤解等が生じないように努めています。

また、相談者の障がい特性上、口頭（音声）よりもメールや手紙（文面）でのやりとりの方が理解しやすい場合などは、特性に応じて相談手段や方法を柔軟に考えながら対応する必要があります。

多種多様な相談に適切かつ迅速に対応するため、地域相談員や広域専門相談員は

資質の向上に努めなければなりません。特に相談業務の核となる広域専門相談員は、相談内容に応じた適切な助言、情報提供、関係者間の調整等を行う必要があります。日頃から広域専門相談員としての研鑽に勤め、資質向上を目指していきます。

（４）特定相談外の対応について

条例における相談は、不利益取扱い、合理的配慮及び虐待に関する相談（「特定相談」）を対象としていますが、現実的には特定相談以外の様々な相談が多く寄せられています。平成 28 年度の相談類型別相談件数では、特定相談の件数が 51 件 (37.0%)、その他相談の件数が 87 件 (63.0%) になっており、昨年度と同様に相談件数の過半数が「その他の相談」となっています。

しかし、「その他の相談」には、障がいに関連する様々な問題が隠れていることもあるため、相談員は相談の入口を狭くせず、幅広く相談を受けよう努めています。

今後も、これらの「その他の相談」についても、関係機関と連携を図りながら、丁寧かつ適切な対応に努めていきたいと考えています。

6 5年間の相談状況

条例施行後の5年間（平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）の相談状況については、以下のとおりです。

（1）相談体制

障がい者支援課に広域専門相談員を、各地域に地域相談員を配置しています。地域相談員については、各市町村における身体障害者相談員・知的障害者相談員の委嘱の状況により、人数の変動が生じています。

【表1】相談員の設置状況

		H24	H25	H26	H27	H28
広域専門相談員		4	4	4	4	4
地域相談員	身体障害者相談員	120	117	107	106	100
	知的障害者相談員	47	47	45	45	40
	精神障がいに関する相談員	15	15	15	15	14
	計	182	179	167	166	154

（2）相談件数

相談件数は年々増加傾向にありましたが、平成28年度は若干減少しました。内訳を見ると、「不利益取扱い」と「合理的配慮」の相談件数はほぼ横ばいとなっており、差別事案が増加しているという傾向にはないようです。いずれの年も「その他」の件数が最も多く、条例の制度の周知が進んだことにより様々な相談が寄せられるようになってきたものと思われます。

なお、「虐待」の件数の中には、相談者からの聞き取りが進み、障害者虐待防止法への対象事案に切り替えて対応した事案や、既に障害者虐待防止法の対応が進んでいた事案なども含まれています。

【表2】相談件数

	H24	H25	H26	H27	H28
不利益取扱い	11(321)	7(37)	7(82)	15(138)	17(100)
合理的配慮	17(107)	22(218)	18(142)	23(191)	20(130)
虐 待	9(64)	13(99)	25(179)	8(17)	14(62)
その他の相談	68(598)	80(304)	113(446)	114(552)	87(308)
新規計	105(1090)	122(658)	163(849)	160(898)	138(600)
（継続事案）	—	11(639)	11(498)	18(784)	10(916)
計（新規＋継続）	105(1090)	133(1297)	174(1347)	178(1682)	148(1516)

※括弧内は対応回数。

(3) 不利益取扱いの内訳

条例では8分野に整理しており、寄せられた相談分野は年度によって違いがありますが、5年間を通してみると、「⑧情報の提供など」に関する相談を除く全分野の相談が寄せられています。

【表3】不利益取扱いの内訳

	H24	H25	H26	H27	H28
① 福祉サービス	1	1	1	3	0
② 医療	2	2	0	0	4
③ 商品販売・サービス提供	0	1	2	4	3
④ 労働者の雇用	3	2	2	4	1
⑤ 教育	1	0	1	0	1
⑥ 建物等・公共交通機関の利用	3	0	0	2	3
⑦ 不動産の取引	1	1	1	2	5
⑧ 情報の提供など	0	0	0	0	0
計	11	7	7	15	17

(4) 合理的配慮の内訳

合理的配慮の相談については、バリアフリーなどの建物の構造に関する相談よりも、施設職員や行政機関の対応に関する相談（人に関するもの）が多くなっています。ルールに関するものは申込書等の代筆に関する相談が多く寄せられました。

【表4】合理的配慮の内訳

	H24	H25	H26	H27	H28
人に関するもの(窓口対応等)	10	9	11	16	10
ルールに関するもの(制度、慣行等)	4	9	3	6	5
物に関するもの(建物の構造等)	3	4	4	1	5
計	17	22	18	23	20

(5) 虐待の内訳

障害者虐待防止法の対象とならない親戚や交際相手による暴言、病院における暴言などが「心理的虐待」として寄せられています。

【表5】虐待の内訳

	H24	H25	H26	H27	H28
身体的虐待	5	2	7	1	3
心理的虐待	5	10	13	5	10
放棄・放任	1	0	3	2	0
性的虐待	2	1	3	0	1
経済的虐待	2	0	6	0	2
計	15	13	32	8	16

※虐待は複合して行われることがあるため、(2)の件数とは一致しない場合がある。

(6) その他の相談の内訳

その他の相談は様々なものが寄せられており、障がい者福祉施設に対する意見や要望が多くなってきています。本来、条例の特定相談対応外のものですが、相談内容を聴いていくうちに、不利益取扱いや虐待に関する内容が明らかになる場合もあり、幅広く話を聞くように努めています。

【表6】その他の相談の内訳

	H24	H25	H26	H27	H28
友人や近所とのトラブルに関する相談	13	4	2	4	5
各種手続についての問合せ	12	13	9	21	9
個別の施設等への意見・要望	5	17	29	33	16
障がいの定義や特性等についての質問	5	1	1	6	0
障がい者への適切な対応の方法に関する問合せ	2	3	5	5	6
条例や障がいについての啓発の要望	2	1	1	3	0
その他生活に関する内容	29	41	66	42	51
計	68	80	113	114	87

(7) 調整委員会への申立て

5年間で3件（平成24年度2件、平成26年度1件）の申立てが行われました。

いずれも広域専門相談員の調整後に行われています。

終わりに

条例施行から丸5年が経過し、平成26年度及び平成27年度に年間170件を超えた相談件数は、平成28年度には若干減少し、138件となりました。条例施行以来、年々増加傾向にあった相談件数ですが、相談窓口の存在について、障がいのある人や関係団体において一定程度の認知を得られたのではないかと考えています。ただ、県民における条例の認知度は大きく向上してはならず、引き続き、条例の周知啓発に努めていく必要があります。

平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行され、県外の事案についても法律により対応できることとなりました。また、法律に基づく「地方公共団体における相談及び紛争の防止制度等のための体制の整備」として、条例による現行の相談制度と調整委員会が中心となり、法律に規定する役割も担っています。

また、同年4月に熊本地震が発生し、県内において甚大な被害が生じました。相談窓口にも熊本地震に関連するものが22件寄せられ、広域専門相談員が相手方との調整や助言を行いました。併せて、被災に伴い表面化した様々な社会的障壁や障がいのある人への支援のあり方について課題の整理と検証を行い、避難所の運営マニュアルなどへの反映に取り組んでいます。

県民の障がいへの理解が深まり、そして障がいのある人への差別の解消に向けた取り組みがより一層推進されるよう、今後も関係機関との連携を進めながら、適切な相談対応、県民への周知啓発に努め、「共に生きる熊本」づくりを推進していきます。

資料編

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

目次

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 障害者の権利擁護

第1節 障害を理由とする差別の禁止(第8条・第9条)

第2節 虐待の禁止(第10条)

第3節 障害を理由とする差別等に関する相談(第11条―第15条)

第4節 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み(第16条―第20条)

第3章 県民の理解の促進(第21条)

第4章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会(第22条)

第5章 雑則(第23条・第24条)

附則

私たちが住む熊本県では、先人のたゆまぬ努力により、共に支え合い、助け合う地域社会が築かれてきた。しかしながら、その地域社会には、障害者が障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮がないため暮らしにくさを感じたりするなど、依然として、障害者にとって地域での安心した生活が妨げられている状況がある。

これまで、障害者への理解を深める様々な取組が行われてきたにもかかわらず、このような状況が続く背景には、障害者の社会参加を制約している物理的な障壁あるいは障害者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁がある。今、私たちには、障害者を取り巻くこれらの障壁を取り除く取組が求められている。

国内外において、障害者の権利を擁護する意識が高まりつつある中で、熊本県においても、障害を理由とした差別をなくし、社会的障壁を取り除く取組を促進し、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を実現しなければならない。

ここに、この使命を強く自覚し、県民一人一人が力を合わせて、こうした社会を着実に築き、次の世代に引き継いでいくことを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害者に対する県民の理解を深め、障害者の権利を擁護するための施策(以下この章及び第22条第1項において「障害者の権利擁護等のための施策」という。)に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の権利擁護等のための施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に推進し、もって全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) 、

難病による障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」という。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- 2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第3条 障害者の権利擁護等のための施策は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営む権利を有すること及び何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを踏まえ、全ての県民が各々の役割を果たすとともに、相互に協力することを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障害者の権利擁護等のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村が障害者の権利擁護等のための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、障害者に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害者の権利擁護等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、障害者の権利擁護等のための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障害者の権利擁護

第1節 障害を理由とする差別の禁止

(不利益取扱いの禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為(以下「不利益取扱い」という。)をしてはならない。

- (1) 障害者に社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (2) 障害者に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、同条第16項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、障害者の意に反して同条第1項に規定する厚生労働省令で定める

施設若しくは同条第 11 項に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。

(3) 障害者に医療を提供する場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為

ア 障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

イ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害者が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

(4) 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(5) 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害者に対して、その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもなお従事させようとする業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(6) 障害者を雇用する場合において、障害者に対して、その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもなお業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。

(7) 障害者に教育を行う場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為

ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。

イ 障害者又はその保護者(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者をいう。第 16 条第 2 項において同じ。)への意見聴取及び必要な説明を行わないで、就学させるべき学校(同法第 1 条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。))をいう。)を指定すること。

(8) 障害者が不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両、自動車、船舶及び航空機の構造上やむを得ないと認められる場合、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(9) 不動産取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(10) 障害者から情報の提供を求められた場合において、障害者に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(11) 障害者が意思を表示する場合において、障害者に対して、障害者が選択した意思表示の方法によっては障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮(第11条第1項において「合理的配慮」という。)がされなければならない。

第2節 虐待の禁止

第10条 何人も、障害者に対し、次に掲げる行為(次条第1項において「虐待」という。)をしてはならない。

- (1) 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- (2) 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (3) 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- (4) 障害者を養護する責任がある場合において、障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他養護を著しく怠ること。
- (5) 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

第3節 障害を理由とする差別等に関する相談

(特定相談)

第11条 何人も、県に対し、不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談(次項及び第14条第1項において「特定相談」という。)をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、関係者に必要な助言、情報提供等を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(地域相談員)

第12条 県は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員
- (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員

(3) 障害者に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうち知事が適当と認める者

2 知事は、前項第3号の者に委託をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会(第22条に規定する熊本県障害者の相談に関する調整委員会をいう。以下この節及び次節において同じ。)の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定による委託を受けた者(以下「地域相談員」という。)は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(広域専門相談員)

第13条 知事は、第11条第2項各号に掲げる業務を行わせるため、障害者の福祉の増進に関し優れた識見を有する者のうちから、広域専門相談員を委嘱することができる。

2 知事は、前項の規定により委嘱をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 広域専門相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(指導及び助言)

第14条 地域相談員は、特定相談について、必要に応じ、広域専門相談員に対し、指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門相談員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

(連携及び協力)

第15条 専門的知識をもって障害者に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者は、知事、地域相談員及び広域専門相談員と連携し、この条例による施策の実施に協力するよう努めるものとする。

第4節 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み

(助言又はあっせんの求め)

第16条 不利益取扱いを受けたと認める障害者は、知事に対し、当該不利益取扱いに該当する事案(以下この条及び次条において「対象事案」という。)の解決のための助言又はあっせんを行うよう求めることができる。

2 対象事案に係る障害者の保護者、後見人その他の関係者は、前項に規定する求めをすることができる。ただし、当該求めをすることが障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(助言又はあっせん)

第17条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、熊本県障害者の相談に関する調整委員会に対して助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

2 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、前項の規定による求めがあったときは、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき、又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないときを除き、助言又はあっせんを行うものとする。

- 3 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。
- 4 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

(勧告)

第 18 条 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、あっせん案を提示した場合において、不利益取扱いをしたと認められる者が正当な理由がなく当該あっせん案を受諾しないときは、不利益取扱いをしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認められるときは、不利益取扱いをしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 3 知事は、前条第 3 項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は虚偽の資料の提出若しくは説明を行ったときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(事実の公表)

第 19 条 知事は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第 20 条 知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

第 3 章 県民の理解の促進

第 21 条 県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進、障害者と障害者でない者との交流の機会の提供、当該交流のための拠点の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会

第 22 条 障害者の権利擁護等のための施策に関する重要事項について調査審議するため、熊本県障害者の相談に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。

- 2 調整委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 調整委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 4 委員は、障害者及び福祉、医療、雇用、教育その他障害者の権利の擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、この条例に基づき職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 この条例に規定するもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 第13条第4項又は第22条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

熊本県障害者の相談に関する調整委員会 委員名簿

団体名	氏名
熊本市	健康福祉局長 池田 泰紀
熊本県医師会	理事 伊津野 良治
熊本県精神科協会	副会長 犬飼 邦明
熊本県身体障害者福祉団体連合会	会長 岡部 恵美子
熊本県経営者協会	専務理事 加島 裕士
熊本県手をつなぐ育成会	会長 川村 隼秋
熊本県自閉症協会	会長 坂口 正浩
熊本県知的障がい者施設協会	会長 武元 典雅
熊本県商工会議所連合会	専務理事 谷崎 淳一
熊本県精神障害者福祉会連合会	会長 津田 史朗
熊本県保育協会	専務理事 福嶋 義信
熊本県教育委員会特別支援教育課	課長 藤田 泰資
熊本県ろう者福祉協会	常務理事 松永 朗
熊本県弁護士会	弁護士 森枝 大輔
熊本大学	名誉教授 良永 彌太郎

平成 29 年 4 月 1 日現在（五十音順）

【お問合せ先】

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局 障がい者支援課 企画調整班
〒862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

(TEL) 096-333-2236

(FAX) 096-383-1739

【相談窓口】

広域専門相談員専用連絡先

(TEL) 096-333-2244 (FAX) 096-383-1739

(MAIL) tokuteisodan@pref.kumamoto.lg.jp